

## 中古車両3台売払仕様書

本仕様書は、大阪市福祉局（以下「当局」という。）所有の福祉車両、マイクロバス及び中型バス3台（以下「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

### 1 件名

中古車両3台売払

### 2 車両の概要

#### (1) 福祉車両

車名	ホンダ
車体形状	ステーションワゴン
車台番号	R F 1-1 2 1 1 2 6 7
車両型式	E-R F 1
燃料	ガソリン
初年度登録年月	平成9年10月
車検証の有効期限	令和4年10月11日
走行距離計表示値	42,300 km（令和2年10月6日）
旧走行距離計表示値	39,800 km（平成30年10月5日）
リサイクル料金	12,620 円

#### (2) マイクロバス

車名	ニッサン
車体形状	身体障害者輸送車
車台番号	R G W 4 0 0 3 5 2 4 6
車両型式	U-R G W 4 0 改
燃料	軽油
初年度登録年月	平成6年5月
車検証の有効期限	令和3年6月1日
走行距離計表示値	295,800 km（令和2年5月27日）
旧走行距離計表示値	281,300 km（令和1年5月22日）
リサイクル料金	20,790 円

#### (3) 中型バス

車名	日野
車体形状	リヤーエンジン

車台番号	KR234J2 7000447
車両型式	PDG-KR234J2
燃料	軽油
初年度登録年月	平成21年10月
車検証の有効期限	令和3年10月22日
走行距離計表示値	945,900 km (令和2年10月23日)
旧走行距離計表示値	873,600 km (令和1年10月21日)
リサイクル料金	37,380 円

### 3 車両保管場所

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)  
(大阪市此花区北港白津二丁目1番46号)

### 4 リサイクル料金

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

(内訳) リサイクル料金 預託金額 70,790 円

(2) 入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金(預託金相当額)を代金納入期限までに納入すること。

### 5 車両の引取りに係る書類等の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、交付する。

なお、当局が各書類を交付した際には、当局指定の受領書を提出すること。

- (1) 登録識別情報等通知書
- (2) リサイクル券
- (3) 譲渡証明書
- (4) 車両鍵

### 6 使用目的等

落札後、速やかに当局指定の誓約書に、必要事項を記入のうえ提出すること。

なお、転売する場合、古物営業法による自動車売買資格が必要であるので、古物商許可証の写しを提出すること。

### 7 車両引取期限

契約締結日から令和3年11月30日(火)までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市契約規則第56条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

## 8 車両の引取り

(1) 落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取予定日については、事前に当局担当者調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

(2) 運搬費用、再登録のための整備、手続き・申請費用等は全て落札者の負担とする。

(3) 車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において現状復帰すること。

(4) 当該車両は走行距離が長く、外装及び内装等が裂開しているものもあるため、事前に車両の状態、保管場所等を十分精査し、引取時に対応できるよう準備しておくこと。

(5) 自動車検査証の有効期間が満了している車両について、運搬に際して牽引する場合は、自動車臨時運行の許可(仮ナンバーの交付)を受けること。

(6) 車両の引取時間は、施設の休館日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとする。

## 9 その他

(1) 車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

(2) 車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

(3) 落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市契約規則第40条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

(4) 本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない

(5) 本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

## 10 問い合わせ先・担当

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

T E L 06-6208-8078

【車両保管場所位置図】



【車両写真】

(1) 福祉車両





【車両写真】

(2) マイクロバス



【車両写真】

(3) 中型バス

